

長野県自然環境保全条例取扱要領

昭和54年 9月25日
改正 昭和61年 1月24日
昭和63年 6月 1日
平成 8年 3月25日
平成13年 3月27日

第1 総則

(趣旨)

- 1 長野県自然環境保全条例(昭和46年長野県条例第35号。以下「条例」という。)第9条第2項の規定による保全事業の執行の承認又は第10条第1項に規定する県自然環境保全地域特別地区内、第12条第1項に規定する普通地区内、第15条第1項に規定する郷土環境保全地域内若しくは第19条第1項に規定する大規模開発調整地域内において行う行為に関する許可、届出、報告、自然保護協定の締結、違反行為に対する措置若しくは損失補償等については、条例及び長野県自然環境保全条例施行規則(昭和54年長野県規則第30号。以下「規則」という。)の定めるところによるほか、この要領に定めるところによるものとする。

(条例運用の基本的な考え)

- 2 信州の自然は、人間が生存するための基盤として、我々が祖先から受け継いだ貴重な遺産である。条例は、長野県環境基本条例(平成8年長野県条例第13号)の基本理念にのっとり、自然環境の保全に関する施策を総合的に推進するために必要な事項を定めることにより現在及び将来の県民の良好な生活環境の保全を図り、住みよい県土の実現に資することを目的としている。そして、条例の趣旨は、開発を画一的に否定するものではないが、開発が当該地域住民の同意を得つつ地域の自然的立地条件に即し、適切な開発が行われるよう配慮しようとするものである。条例は、この考え方に沿って適切に運用されなければならないものである。

(国等が行う行為に対する準用)

- 3 条例第14条第1項又は第2項(条例第18条において準用する場合を含む。)の規定により国等が行う行為に係る通知は、この取扱要領に定めるところに準じて行うものとする。

第2 保全事業の執行

(施設の設置)

- 1 市町村は、県自然環境保全地域において規則第5条各号に掲げる施設を設置しようとするときは、当該県自然環境保全地域の保全計画によるものとし、条例第9条第2項の規定により保全事業の執行の承認を受けるものとする。

(承認申請書の進達)

- 2 地方事務所長は、保全事業の執行承認の申請書が提出されたときは、これを審査し、その不備を整えた上、その処分の権限が事務処理規則(昭和39年長野県規則第5号)により委任されているものを除き知事に進達するものとする。この場合において必要があると認めるときは、次に掲げる事項について調書を添えるものとする。

- (1) 保全計画との関係
- (2) 現況
- (3) 必要性及び効果

- (4) 自然環境に及ぼす影響
- (5) 事業内容の適否
- (6) 諾否に関する意見及び承認する場合の条件
- (7) その他参考となる事項

(承認後における内容の変更等)

- 3 既に当該県自然環境保全地域において保全事業の執行の承認を受けているものが、さらに保全事業に係る行為をしようとするときは、改めて保全事業の執行の承認を受けるものとする。したがって、例えば当該事業施設の増改築等の変更にあつては、その変更部分について、改めて保全事業の執行の承認を受けるものとする。

(自然探勝園整備事業として行う保全事業)

- 4 保全事業が、自然探勝園整備事業補助金交付要綱の規定に基づき県の補助を受けて執行するものであるときは、規則に定める様式による執行承認申請書の備考欄にその旨を記入するとともに、当該補助金交付申請書と同時に地方事務所長に提出するものとする。

第3 許可

(許可申請書の進達)

- 1 地方事務所長は、条例第10条第3項又は第11条第3項第6号の規定による許可の申請書の提出をされたときは、これを審査し、その不備を整えた上、その処分の権限が事務処理規則により委任されているものを除き知事に進達するものとする。この場合において必要があると認めるときは、次に掲げる事項について調書を添えるものとする。

- (1) 保全計画との関係
- (2) 行為地及びその付近の状況
- (3) 施行方法の適否
- (4) 自然環境に及ぼす影響
- (5) 諾否に関する意見及び許可する場合の条件
- (6) その他参考となる事項

(市町村長への照会)

- 2 地方事務所長は、前項に規定する許可申請書の提出を受けた場合において、必要があると認めるときは行為地の所在する市町村の長に対し申請書の写しを送付し、自然環境保全のための意見を求めるものとする。

(許可後における内容の変更)

- 3 規則第7条又は第15条に規定する申請の内容のうち、申請者の住所及び氏名、行為の種類、目的、場所、行為地及びその付近の状況若しくは行為の施行方法又は許可内容として確定された行為の着手若しくは完了の日を、当該許可を受けた後に変更しようとするときは、新たに許可申請を行わせるものとする。

なお、この場合においては、許可申請書の備考欄に、既に許可を受けたものであるものの変更であること、当該許可処分の日付け及び番号、その他必要な事項を記載させるものとする。ただし、申請書の住所又は氏名の変更については、申請者が同一人である場合に限る、当該事項を届け出ることによって足りるものとする。

第4 届出

(届出に対する指導)

- 1 条例第10条第6項若しくは第8項、第12条第1項、第17条第1項若しくは第20条第1項又は規則別表第3の3の(4)若しくは別表第4の3の(2)の規定による届出書が提出されたときは、必要に応じて風致景観又は行為地周辺の環境に及ぼす影響を最小限にとどめるように指導するものとする。

(届出書の進達)

- 2 地方事務所長は、条例第12条第1項、第17条第1項若しくは第20条第1項又は規則別表第3の3の(4)若しくは別表第4の3の(2)の規定による届出書が提出されたときは、不備を整えた上、その処分の権限が事務処理規則により委任されているものを除き知事に進達するものとする。この場合において必要があると認めるときは、次に掲げる事項について調書を添えるものとする。
 - (1) 行為地及び行為地周辺の状況
 - (2) 自然環境に及ぼす影響
 - (3) 市町村の土地利用に関する計画との適合についての意見(行為がゴルフ場の新設の場合の市町村長の調書に限る。)
 - (4) 禁止、制限又は必要な措置に関する意見
 - (5) その他参考となる事項

(市町村長への照会)

- 3 地方事務所長は、前項に規定する届出書の提出を受けた場合において、必要があると認めるときは行為地の所在する市町村の長に対し届出書の写しを送付し、自然環境保全のための意見を求めるものとする。

なお、届出に係る行為がゴルフ場開発の場合は、市町村長に対して第5の1の判断基準に基づき、同意するか否かについての意見も求めるものとする。

第5 自然環境の保全のために満たすべき要件

(要件の判断基準)

- 1 規則第45条に規定する自然環境の保全のために満たすべき要件(以下「要件」という。)は、行為の行われる地域の自然環境の特性を考慮して判断するものとする。

なお、行為がゴルフ場開発の場合は、行為地の所在する市町村全域の自然環境の保全上の支障について、当該市町村の土地の利用に関する長期的横想等と調和することも併せて考慮して判断するものとする。また、大規模開発行為についての具体的な要件は、別表第1に掲げるとおりとする。

(行為の禁止等)

- 2 地方事務所長は、行為の届出があった場合において、当該行為が要件に適合しないときは、その処分の権限が事務処理規則により委任されているものについて必要があると認められる場合は、条例第12条第2項(条例第18条及び第21条において準用する場合を含む。)の規定により当該行為を禁止し、制限し、又は必要な措置をとるべき旨を命ずるものとする。

なお、大規模開発行為が、自然公園法(昭和32年法律第161号)若しくは長野県立自然公園条例(昭和35年長野県条例第22号)の規定に基づき指定された自然公園の普通地域又は自然環境保全法(昭和47年法律第85号)の規定に基づき指定された自然環境保全地域の普通地域において行われるときの行為の基準は、別表第1によるものとし、当該行為がこれに適合しないときで、必要があると認められるときは、当該法律又は条例の規定に基づき必要な措置をとるものとする。

第6 自然環境影響調査

(調査事項及び方法の指導)

- 1 条例第22条第1項に規定する自然環境影響調査の具体的調査事項及び方法については、別表第2に掲げるものとするよう指導するものとする。

(届出に対する指導等)

- 2 地方事務所長は、自然環境影響調査の届出があった場合において、その受理の権限が事務処理規則により委任されているものについて審査し、また必要な場合は、関係機関、学識経験者等の意見を聞いた上、当該届出に係る行為が自然環境に重大な影響を及ぼすと判断されるときは、助言し、指導し、又は条例第12条第2項(条例第18条及び第21条において準用する場合を含む。)の規定により当該行為を禁止し、制限し、若しくは必要な措置をとるべき旨を命ずるものとする。この場合において、当該届出に係る行為が、自然公園法若しくは長野県立自然公園条例の規定に基づき指定された自然公園の普通地域又は自然環境保全法の規定に基づき指定された自然環境保全地域の普通地区において行われるときは、当該法律又は条例の規定に基づき必要な措置をとるものとする。

第7 自然保護協定

(自然保護協定の締結)

- 1 協定は、行為の届出の受理その他の権限が事務処理規則により地方事務所長に委任されているものについては当該地方事務所長、その他のものについては知事及び関係市町村長並びに当該行為者の間において締結するものとする。

(協定の性格)

- 2 協定は、地域の実情に即し自然保護に留意した開発を行うためのものであり、行為の行われる地域の特殊性に十分配慮しつつ最善の自然保護対策及び必要な安全対策が講じられるよう措置するものとする。

(協定の締結方法)

- 3 協定の締結は、当該締結を要する行為について条例の規定に基づく届出がなされた後速やかに当事者の間で協議し、それぞれの合意の上で調印するものとする。この場合において、当該行為が県関係機関と関連があると認められるときは、あらかじめ当該機関と協議するものとする。

(履行の確保)

- 4 協定の違反に対しては、協定の性格を十分に認識の上、要請、指導、助言、勧告等の方法により協定の履行について十分の配慮をするものとする。

(協定の内容)

- 5 協定は、別表第3に掲げる事項のうち必要なものについて当事者の間で協議し、締結するものとする。

(植生回復工事等保証金)

- 6 植生回復工事等保証金(以下「保証金」という。)の取扱については、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 開発行為の廃止等に伴う植生回復又は防災のために必要とする工事（以下「回復工事等」という。）の施行に必要な資金の確保を図ることを目的とする。
- (2) 回復工事等の施行の確保を図るため行為者と知事は契約を締結するものとする。
- (3) 行為者は当該契約に当たって連帯保証人を立てるものとする。
- (4) 保証金の額は、行為者と知事が協議して定める額とするが、回復工事等をおおむね施行するに足る額を目途とする。
- (5) 行為者は、保証金を知事と協議して定める金融機関に定期預金により預金し、知事のために質権を設定するものとする。
- (6) 知事は、開発行為が完了したことを確認したときは、質権を解除するとともに定期預金証書を行為者に返還するものとする。
- (7) 知事は、行為者若しくは連帯保証人が知事の定める期日までに回復工事等を施行しなかったとき又は完了しなかったときは、行為者又は連帯保証人に代わって保証金及びその利息の範囲内において回復工事等を施行することができるものとする。
- (8) 知事が代わって回復工事等を施行した場合において、保証金及びその利息の合計が回復工事等を完了するに要する経費を上回ったときは、知事は行為者又は連帯保証人にその差額を返還するものとする。

第8 報告

（委任事項の報告）

- 1 地方事務所長は、事務処理規則により委任された事項に関し、別記様式により毎年4月末日までに前年度分について知事に報告書を提出するものとする。

（不許可又は禁止等の処分についての報告）

- 2 地方事務所長は、その処分の権限が事務処理規則により委任されている行為について、不許可とし、禁止し、制限し、又は必要な措置をとるべき旨を命じたときは、申請書又は届出書の写しに処分の理由を添えて速やかに知事に報告するものとする。

第9 違反行為

（違反行為に対する予防等）

- 1 許可、届出等に関して、巡視の励行、監督等の方法により関係者を指導し、違反行為の予防、発見に努めるものとする。

（中止命令等）

- 2 地方事務所長は、違反行為を発見したときは違反行為をできる限り正確に把握し、必要と認める場合は刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239条及び第241条の規定により告発の手続をとるものとする。この場合において、その処分の権限が委任されているものについては、中止命令、原状回復命令その他必要な措置を講じ、その内容を速やかに知事に報告するものとする。

なお、処分の権限が委任されていないものについては、必要事項を調査の上意見を付して速やかに知事に報告するものとする。

第10 損失補償

（損失補償請求に関する意見）

地方事務所長は、条例第28条の規定により損失補償の請求書の提出を受けたときは、次

に掲げる事項に関する調書を添えて知事に進達するものとする。

- (1) 請求に至るまでの経緯
- (2) 請求理由及び請求額の当否に関する意見及び資料
- (3) その他参考となる事項及び資料

第11 その他

(特別地区とその他の地域地区にまたがる行為)

- 1 県自然環境保全地域の普通地区、郷土環境保全地域又は大規模開発調整地域において届出を要することとされている行為が、県自然環境保全地域の特別地区にまたがるときは、許可の申請内容に全体を含ませることにより届出は完了したものとし、その処分は許可の処分に従うものとする。

(2以上の地方事務所にまたがる行為)

- 2 許可又は届出を必要とする行為が2以上の地方事務所の管轄区域にまたがる行為においては、主たる行為地の所在する市町村を管轄する地方事務所長が知事に進達するものとする。

(行為の範囲)

- 3 同一事業者が、相互に関連があると認められる行為を数期又は同一地区内の数か所に分けて行うときは、全体計画で把握するものとし、全体計画が条例又は規則で定める許可又は届出の基準を超えるときは、許可又は届出をさせるものとする。

(開発に伴う施設等の管理)

- 4 開発に伴う施設等の管理については、自然環境の保全及び災害の防止上、十分行われるよう事業者に対して指導するものとする。

(書類の提出部数)

- 5 条例又は規則の規定に基づき提出する書類は、地方事務所長に提出するものにあつては2部、知事に提出するものにあつては3部提出させるものとする。

(別記様式)

自然環境保全条例に基づく処理状況報告書 (年度)
地方事務所

1 処理件数

地区名	関係条項	処理内容	件数	備考
計				

2 大規模開発行為の状況

行為種別	地区名	行為地	行為者	面積	協定締結 年月日	備考
				ha		

(記載上の注意)

- 1 「地区名」欄には、県自然環境保全地域、国立公園普通地域等の別及び名称を記入すること。
- 2 「関係条項」欄には、処理の根拠となる条例又は規則の条項を記入すること。
- 3 「処理内容」欄には、許可、届出の受理等処理の内容を記入すること。
- 4 「行為種別」欄には、ゴルフ場の建設等行為の種類を記入すること。
- 5 別荘団地の場合には、「面積」欄には、区画数を()で記入すること。
- 6 備考欄に、「新規」又は「変更」の区分を記入すること。

(別表第1)

大規模開発行為の要件の具体的基準

1 共通事項

- (1) 次の区域は開発が抑制されるものとする。
 - ア 高山性植生及び高層湿原並びに雪田草原等の分布地
 - イ 天然記念物又は学術参考林に準ずる動植物の分布地
 - ウ 特異な地形、地質等特色ある自然環境を有する地域
 - エ 傾斜40度以上の急傾斜地
 - オ 飲料水等の水源地等で自然水として保つことが必要な地域
 - カ 蛇紋岩質岩石の分布地(全面が厚さ3メートル以上の表層に被われている場合を除く。)
 - キ 主要断層(破碎帯)の分布地(全面が厚さ10メートル以上の表層に被われている場合を除く。)
- (2) 現存する植生、地形等は極力残存するものとする。
- (3) 開発にともない設置される道路、排水施設、し尿処理施設、ごみ処理施設、防災施設等のうち市町村等に移管するものについてはその条件を、事業者等が管理するものについてはその管理体制をそれぞれ明確にするものとする。
- (4) 既存の水道等の水量及び水質の維持に支障がないように水源の周辺の保護等の措置を講ずるものとする。
- (5) 排水路は上流の雨量、放流先の排水能力等を考慮した規模及び構造とする。
- (6) 土地の形質変更は最小限にとどめ、多量な土石の移動は極力避けるものとする。やむを得ず移動する場合には擁壁、水抜き等の設置、段切り等を行ない土石の流出の防止に万全を期するものとする。

なお、擁壁の必要のない法面等についても植林、芝張り、植栽等による緑化修景を速やかに実施するものとする。
- (7) 縦断勾配が9パーセントを超える道路は舗装の上、すべり止めの措置を講ずるものとする。
- (8) 著しく傾斜している土地及びその周辺には建築物等を設置しないものとする。
- (9) 当該行為により直接影響ある道路、河川等の改良又は舗修等に擁する経費は、原則として当該行為者の負担とする。
- (10) 当該行為に伴い設置される工作物の形態及び色彩は、周囲の環境との調和を著しく乱さないものとする。
- (11) 野生動植物の生息地、生育地、繁殖地等として重要な地域に対する保全上の配慮がなされていないなければならないものとする。
- (12) ゴミは焼却炉を設置して処理するものとする。
- (13) し尿及び雑排水は合併処理により、放流水のBOD値を30ppm以下に処理し、処理水を地下に浸透する場合は、十分土壌に吸収還元され、地下水に影響を及ぼさないよう処理するものとする。なお、合併処理ができないものについては、し尿はくみ取りとし、雑排水は、共同処理施設又は沈でん槽等により処理するものであること。

また、湖沼には直接放流しないよう処理するものとする。

なお、し尿浄化槽の設置については、「し尿浄化槽設置に関する指導基準の設定について」(通知)(昭和48年10月1日付け衛生部長、住宅部長及び生活環境部長通知)によるものとする。

2 個別事項

(1) ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。）

ア 開発区域のうち地形勾配が30度を超える傾斜地においては、原則として土地の形質変更は行わないものとする。

イ 土石の移動量は、150万立方メートル（18ホール換算による。）を超えないものとする。

ウ 開発区域のうち標高1,600メートル以上の土地においては、土地の形質変更は行わないものとし、現存する樹林を現状のまま残置するものとする。

エ 現存する樹林は開発面積の40パーセント以上原則として現状のまま残置するものとし、現存する樹林が開発面積の40パーセントに満たないものについては、40パーセント以上の樹林を確保するものとする。なお、その樹林は原則としてホール間及び開発区域の周辺部に20メートル以上の幅をもって残置するものとする。

オ 開発の際、除去する樹林は開発区域内に生育環境を整備して移植するなどの措置を講ずるものとする。

カ ゴルフ場利用者以外の者の安全を図るため、主要幹線道路（公道等）又は集落等からゴルフコースまでは、相当距離の緩衝地帯を設けその間にはできる限り樹林帯とするものとする。

キ クラブハウス等の建築物の設置については次のとおりとするものとする。

（ア） 建築物の高さは15メートル以下とする。

（イ） 建築物の壁面線と道路肩との距離は主要幹線道路にあっては20メートル以上、その他の道路にあっては10メートル以上とする。

（ウ） 屋根及び壁面の色彩並びに形態が、周囲の自然との調和を著しく乱すものでないこと。

(2) スキー場

ア ゲレンデ、スキーコース等の造成に当たっては、樹林の伐採は最小限にとどめ、特に景観上主要な地区は林間コースの設定を考慮するものとする。

イ ゲレンデ、スキーコースの造成若しくは索道の架設にあっては、風致の維持に配慮するものとする。

ウ 鉄柱等の色彩は原色を避け周囲との調和を図るものとする。宿泊休憩施設等の設置については次のとおりとするものとする。

（ア） 建築物の高さは18メートル以下とする。

（イ） 建築物の建ぺい率は20パーセント以下とし、一棟当たりの建築面積は2,000平方メートル以下とする。

（ウ） 屋根及び壁面の色彩並びに形態が周囲の自然との調和を著しく乱すものでないこと。

（エ） 壁面線と道路肩との距離は10メートル以上とする。

エ 広告物の設置については次のとおりとするものとする。

（ア） 建築物の屋上に看板等は設置しないこと。

（イ） 建築物の壁面に直接塗料で書いた広告はしないこと。

（ウ） 色彩は蛍光塗料等の強い印象を与えるものは使用しないこと。

(3) 遊園地

ア 遊園地周辺部は修景、植栽を行うものとし、境界と工作物は近接しないものとする。

イ 拡声器等の設置については、周囲の環境に著しい悪影響を与えないよう配慮するものとする。

(4) 別荘団地

ア 開発区域内のうち次に掲げる土地は保存緑地として確保するものとする。

（ア） 地形勾配が30度を超える傾斜地

（イ） 主要幹線道路の両側20メートル以内及び団地内主要道路の両側10メートル以内

イ 分譲地の造成にかかる工作物は、道路、給排水施設、境界杭等居住者の日常生活に

必要であり、かつ、共通に整備することが適当であるもののみとする。

ウ 団地内道路の建設において擁壁工を必要とする場合は、できる限り自然石による石積又は石張工とする。

エ 建築物の設置については、次のとおりとするものとする。

- (ア) 建築物の高さは15メートル以下（豪雪地帯にあつては18メートル以下）とする。
- (イ) 建ぺい率は20パーセント以下、容積率は40パーセント以下とする。ただし、1棟あたり建築面積は2,000平方メートル以下とし、個人の施設にあつては2階建以下とする。
- (ウ) 集合別荘又は分譲ホテルにあつては、敷地面積を戸数又は分譲数で除した面積が250平方メートル以上であること。
- (イ) 建築物の外部色彩は原色を避け周囲との調和を考慮すること。
- (オ) へい、その他の遮へい物はできる限り設けないこととし、やむを得ず設けなければならない場合には生垣とする。
- (カ) 樹林は可能な限り残存させ、積極的に修景植栽を行うものとする

(別表第2)

自然環境影響調査の具体的調査事項等

1 当該行為の影響が及ぶ地域の自然の現況及び特質に関する具体的調査事項及び調査方法等

(1) 共通事項

ア 調査の地理的範囲は、当該行為地及びその周辺で影響が及ぶ範囲とする。

イ 調査は、現地調査及び既存資料の収集を行ない、それらの結果を整理、分析する。

ウ 特異な自然現象、特異な地形、特異な地質、貴重な植物、重要な動物、主要な自然景観、主要なレクリエーション利用地域等については、その分布状況を図面に表示し、その特性を解析する。

なお、これらの現況についてはできる限り、全国的、地方的、県の、市町村的価値に区分する。

(2) 個別事項

ア 気象

(ア) 気温

a 月別平均気温について明らかにし、その特性を解析する。

b 索道(スキーの用に供するものに限る。)又はスキー場の建設の場合は、少なくとも積雪期間中継続して調査するものとし、月別平均気温のほか、最高最低気温の平均、最高最低気温の極及び日最高気温が0未満の日数を明らかにし、その特性を解析する。

(イ) 降水量

月別雨量及び可能な限り月別最大日雨量を明らかにし、その特性を解析する。

イ 地形

(ア) 地形分類及び傾斜分布の状況を図面に表示し、その特性を解析する。

(イ) 地形分類、傾斜分布その他参考となる事項をもとに、土地の安定性について解析する。

ウ 表層地質

(ア) 表層地質(平面的分類及び垂直的分類)の状況及び地質構造の状況を図面に表示し、その特性を解析する。

(イ) 表層地質の状況、地質構造の状況その他参考となる事項をもとに土地の安定性について解析する。

エ 植物

(ア) 種のリストを作成する。

(イ) 群落の種組成、階層構造及び生育環境特性を明らかにし、それらの特性を解析する。

なお、群落区分については、長野県の現存植生図(縮尺50,000分の1)を参考とするものとする。

(ウ) 植生図を作成し、植生の特性を解析する。

(イ) 貴重な種、貴重な群落及び貴重な植生を抽出し、植生の組成、植物社会学的特性、遷移過程について解析する。

なお、貴重な種及び貴重な植生等の判断基準は、固有種、南限種、北限種、隔離分布種、残存種、その他の稀少種、巨木及び銘木等並びに気象的極相又はこれらに近いと考えらる植生、特に自然性の高い植生(二次植生を含む。)群落の南限、北限等各種の群落がまとまっている地域、典型的な垂直分布をなす植生及び湿原植生等

とする。

- (オ) 植生のもつ保全機能については、国土保全（土砂流出、土砂崩壊、風害、水害、干害、雪害、雪崩、落石等の防止等）、水源かん養、公衆の保健、遮断、緩衝等の観点から解析する。

オ 動物

(ア) ほ乳類及び鳥類

- a 現地調査は、生活史に応じて必要な期間及び回数とする。
- b 生息状況については、種名、繁殖の有無、行動範囲又は出現頻度（原則として水鳥は生息数をカウントする。）を明らかにするとともに、種リストを作成し、その特性を解析する。
- c 貴重種その他重要種を抽出し、生息状況、採餌場、繁殖の場、休息の場等に着目し、生息環境特性を解析する。
なお、貴重種その他重要種の判断基準は、日本特産種、稀産種、分布限界種、食物連鎖の上位種その他地方的重要種とする。

(イ) 昆虫類、は虫類、両生類、魚類

- a 現地調査は、生活史に応じて必要な期間及び回数とする。
- b 生息する主な種のリストを作域する。
- c 貴重種その他重要種を抽出し、生息環境特性を解析する。
なお、貴重種その他重要種の判断基準は、日本特産種、稀産種、分布限界種その他地方的重要種とする。

(ウ) その他特殊な動物

- a 現地調査は、生活史に応じて必要な期間及び回数とする。
- b 生活環境特性について解析する。

カ 陸水

(ア) 河川の流量及び形状

河川の延長、勾配、流域面積、流量その他参考となる事項について明らかにし、その特性を解析する。

(イ) 湖沼の状況

面積、深さ、湖沼型、標高その他参考となる事項について明らかにし、その特性を解析する。

(ウ) 水質

現地調査は、四季の変動が把握できる程度の頻度が望ましい。

- a 河川については、BOD 濃度、透明度その他汚濁について参考となる事項について明らかにし、その特性を解析する。
- b 湖沼については、COD 濃度、透明度及びその他汚濁について参考となる事項について明らかにし、その特性を解析する。
- c 水生生物については、貝類、動植物プランクトン等の生息状況とその他参考となる事項について明らかにし、その特性を解析する

キ 自然景観

- (ア) 主要展望地点の位置を図面に表示し、当該地点から眺望写真等を作成し、眺望について解析する。

なお、主要展望地点の判断基準は、不特定多数の人々により風景観賞する展望地点として位置付けられている公共的な場所とする。

- (イ) 行為地及びその周辺の景観の要素、型式、雰囲気の状態について、地形図、地形分類図、植生図、写真等をもとに解析する。

ク レクリエーション利用

- (ア) 主要利用地域及び施設の位置を図面に表示し、地域の自然的特性について解析する。

なお、主要な利用地域の判断基準は、キャンプ、スキー、スケート、ピクニック等自然環境を場としたレクリエーション地域で、地域住民をはじめとし、広く県民及び国民一般のレクリエーションの場として利用されている地域とする。

(イ) 地域の利用状況並びに利用施設の規模及び構造を明らかにし、利用状況については一覧表、グラフ等により解析する。

2 雪崩の発生の可能性に関する具体的調査事項及び調査方法（索道（スキーの用に供するものに限る。）又はスキー場の建設の場合に限る。）

(1) 共通事項

ア 調査の地理的範囲は、当該行為地及びその周辺で雪崩の発生するおそれがある等当該行為により影響が及ぶ範囲とするが、コースの上方に斜面が続く場合には、上部の稜線までの間についても調査範囲とする。この場合、調査の範囲を地図上に明示することとする。

イ 調査は、現地調査及び既存資料の収集を行い、それらの結果を整理、解析する。

(2) 個別事項

ア 気象

気象に関する現地調査は、少なくとも積雪期間中継続して調査する。

(ア) 天気については、天気日数表等を明らかにし、その特性を解析する。

(イ) 風向及び風速

a 風向については、月別最多、次多風向の状況及び月別風向の状況（風配図）を明らかにし、その特性を解析する。

b 風速については、月別風速、最大風速及び最大瞬間風速を明らかにし、風衝地、強風地帯、弱風地帯及び無風地帯の分布状況を図面に表示し、その特性を解析する。

(ウ) 降雪量及び積雪量

a 降雪量については、月別降雪量及び日最大降雪量を明らかにし、その特性を解析する。

b 積雪量については、最深積雪期の積雪分布状況及び残雪期の積雪分布状況を図面に表示し、その特性を解析する。

(I) 雪質について明らかにし、その特性を解析する。

(オ) 調査対象斜面の雪崩跡、雪庇、亀裂、しわ等の状況から雪崩地図を作成し、その特性を解析する。

なお、調査方法としては、現地踏査のほか次により空中写真を撮ることが望ましい。

a 斜面の正面約500メートルの距離から撮影する。

b 撮影時期は、3月頃の雪崩多発期とし、写真へ日付けを記入する。

c 写真のサイズは4ツ切程度とし、同じ場所を6割程のオーバーラップで2枚撮る。

d 雪の量は年により変動が大きいため、複数冬期分の写真を撮ることが望ましい。

イ 過去における雪崩の発生状況については、地元住民（猟師等山に詳しい者）からの聞き取り調査及び資料の収集により解析する。

3 当該行為の自然環境に及ぼす影響の内容及び程度に関する予測の手法等

(1) 共通事項

ア 当該行為による地形、表層地質、植物、動物、陸水等の現況の改変の程度、消滅の有無及び内容に関しては計画諸元をもとに予測する。

イ 予測に当たっては、可能な限り定量的に予測する。

(2) 個別事項

- ア 地形及び地質に関する土地の安定性の変化については、土木工学的知見をもとに予測する。
 - イ 当該行為による植生への間接的影響及び保全機能の変化については、既存の類似事例、学識経験者の意見等を参考に予測する。
 - ウ 当該行為に動物の生息環境への影響については、既存知見、学識経験者の意見等を参考に予測する。
 - エ 水質については、排水量及び水域の特性を考慮して適切な予測モデルを用いるほか、既存事例の引用又は解析により予測する。
 - オ 水生生物の消耗等については、既存事例の引用又は解析により予測する。
 - カ 景観に関する事項については、開発行為の計画諸元をもとに主要展望地点からのモニター写真、透視図の作成等により予測する。
 - キ レクリエーション利用地域の自然的特性及び利用状況の変化については、過去の類似事例、学識経験者の意見等を参考に可能な限り定量的に予測する。
- 4 雪崩の発生の可能性の予測の手法（索道（スキーの用に供するものに限る。）又はスキー場の建設の場合に限る。）
- (1) 気象、地形、表層地質、植生の現況及びその特性並びに過去における雪崩の発生状況を総合的に解析し、雪崩の発生の可能性について予測する。
 - (2) 当該行為に伴う地形、表層地質及び植生の有する保全機能の変化の解析結果から雪崩の発生の可能性を予測する。
 - (3) 既存の類似事例、学識経験者の意見等を参考に予測する。
- 5 当該行為がもたらす社会的経済的効用
- (1) 学校、病院、道路、鉄道、用水（飲料水源地その他の用水）等、公共施設の現況を図面に表示し、これらの特性を解析するとともに、これらに与える効果について明らかにする。
 - (2) 土地利用の状況、産業別人口その他参考となる事項について可能な限りこれらの現況を調査し、その特性を解析するとともに、雇用の増大、商業活動等、経済に与える効果について明らかにする。
- 6 当該行為の自然環境に与える影響に対する軽減措置
- 当該行為地及びその周辺の地域の自然環境に及ぼす影響を緩和するため、自然の現況、特質等を勘案して自然環境の保全のための措置を検討した結果講じようとする措置の内容及び検討の過程を明らかにする。
- 7 評価の手法等
- (1) 代替案の検討及び評価
代替案の検討は、当該行為の計画案を作成してきた過程を明らかにする等により解析し、当該行為と比較した結果を評価する。
 - (2) 総合的評価
 - ア 共通事項
当該行為地及びその周辺で影響が及ぶ地域の自然の現況及び特質、自然環境に及ぼす影響の内容及び程度並びに影響に対する軽減措置の効果を主な要素として、自然環境及び地域住民の生活環境の保全上支障を生じさせないという考え方で評価する。
 - イ 個別事項
 - (ア) 水質汚濁に関する事項は、環境基準の設定されている水域については、原則として環境基準に基づき評価する。
また、環境基準の設定されていない水域については、現状水質、利水目的等を考慮して環境基準の類型あてはめを想定して評価する。

(1) 索道(スキーの用に供するものに限る。)又はスキー場の建設の場合は、雪崩の発生の可能性に関し、自然の現況及び特質、雪崩の発生に関する予測及び影響に対する軽減措置の効果を主な要素として評価するとともに、評価に対する学識経験者の意見等を添付するものとする。

8 調査結果作成上の注意

索道又は30ヘクタール未満のスキー場の建設の場合にあっては、規則様式第6号の3調査結果のうち、(1)のアからオまで、(2)、(4)、(7)及び(8)に掲げる事項を記載すれば足りる。

(別表第3)

自然保護協定の締結事項

1 共通事項

- (1) 自然の保護のための措置の事項
- (2) 植生回復等自然の復元のための措置の事項
- (3) 災害の防止、人命の安全等のための措置の事項
- (4) 水質の汚濁、騒音の発生等、地域住民の日常生活に影響を与える事項の防止のための措置の事項
- (5) 行為の着手から完了までの間、当該行為の施行に起因して地域住民又は地域に損害を与えた場合における損害の補償に関する事項
- (6) 行為者が変更又は交替した場合における協定の効力の存続に関する事項
- (7) 行為の内容、期間等計画が変更された場合における措置の事項
- (8) 給排水、し尿処理及びゴミ処理に関する事項
- (9) 関連諸法令等の遵守の確認の事項
- (10) 中間報告及び完了報告に関する事項
- (11) 自然環境影響調査を必要とする大規模開発行為（大量の土石の移動を伴うものに限る。）における植生回復工事等保証金に関する事項
- (12) 行為着手及び完了の時期に関する事項

2 個別検討事項

- (1) ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。）
 - ア 現存する樹木の保存に関する事項
 - イ 土地の形質の変更及び土石の移動に関する事項
 - ウ 緑化、修景に関する事項
 - エ クラブハウス等建築物に関する事項
- (2) スキー場
 - ア ゲレンデ又はスキーコースの造成に関する事項
 - イ リフトの架設に関する事項
 - ウ 宿泊休憩施設等の建築物に関する事項
 - エ 広告物に関する事項
 - オ スキー場の安全の確保に関する事項
- (3) 遊園地
 - ア 境界周辺部における修景、工作物に関する事項
 - イ 拡声機等の設置に関する事項
 - ウ 広告物に関する事項
- (4) ホテル・旅館等宿泊休憩施設
 - ア 高さに関する事項
 - イ 建ぺい率、容積率に関する事項
 - ウ 色彩に関する事項
 - エ 広告物に関する事項
- (5) 運動競技場
 - ア 修景、植栽に関する事項
 - イ 高さに関する事項
 - ウ 色彩に関する事項

- エ 広告物に関する事項
- (6) 別荘団地
 - ア 開発地域内における保存緑地に関する事項
 - イ 分譲区画面積に関する事項
 - ウ 団地内道路に関する事項
 - エ 購入者に了知させるべき事項に関する事項
 - オ 建築物に関する事項
 - カ 分譲開始時期に関する事項
 - キ 分譲の完了の報告に関する事項

許可申請書、届出書等の審査に当たっての留意事項及び用語の解釈

- 1 許可申請書、届出書等の審査に当たっては、当該申請書、届出書等の記載事項のほかに、次に掲げる事項について当該申請者又は行為者に確認するものとする。
 - (1) 当該行為に相当の資金が必要な場合の資金的裏付
 - (2) 別荘団地の造成の場合の当該別荘団地販売資格の有無(不動産業者等に委託して販売する場合は、委託先の名称)
 - (3) 進入路の取付について、所轄警察署との調整の有無
 - (4) 行為地が自己所有地以外の場合の土地所有者の諾否

2 用語の解釈

(1) 用語の定義

ア 行為の着手

行為の行われる地域内(指定地域外から開発地点に至る進入路等を含む。)において工事に着手するものをいう。例えば、丁張り、立木の伐採、ブルドーザー等による掘削等をいう。

なお、「長野県自然保護条例の一部を改正する条例」(昭和54年長野県条例第8号。以下「改正条例」という。)が施行され、又は改正条例により改正された長野県自然保護条例(昭和46年長野県条例第35号。以下「改正後の条例」という。)の規定により県自然環境保全地域若しくは大規模開発調整地域が指定され、若しくはその区域が拡張された際既に法令(自然公園法、自然環境保全法、長野県自然保護条例、長野県立自然公園条例、長野県ゴルフ場等開発事業指導要項)に基づく許可申請、届出等はなされていたが、これらの日までに行為が着手されていない場合は、改正後の条例により申請、届出、自然環境影響調査等の手続が必要である。ただし、自然公園、自然環境保全法又は長野県立自然公園条例に基づく届出等については、これらの日以降も有効である。

イ ゴルフ場

ゴルフの用に供する施設で、土地の形質変更を伴い、ホール数が6以上であり、かつ、1ホールの平均距離がおおむね70メートル以上のものをいう。

ウ スキー場

スキーの用に供することを目的として、ゲレンデ、スキーコース、附帯施設等を有する施設

エ 索道(スキーの用に供するものに限る。)

鉄道業施行規則(昭和62年運輸省令第6号)第47条に規定する索道のうち、スキーの用に供することを主たる目的とする施設をいう。

オ 遊園地

電気力若しくは機械力を用いた遊覧又は娯楽のための施設を数種類以上有する施設をいう。

カ ホテル・旅館等宿泊休憩施設

ホテル、旅館、保養所、ペンション、モーテル、レストハウス等料金を徴収し、宿泊又は休憩の用に供することを目的とする施設をいう。

キ 運動競技場

球技場、コート、フィールドアスレチックコース等体育又はスポーツの用に供することを主たる目的とする施設

ク 別荘団地

別荘(集団別荘を含む。以下同じ。)又はホテル・旅館等宿泊休憩施設用地として分

譲することを目的とした一連の土地又はその全部若しくは一部を売却し若しくは貸し付けることを目的とした別荘若しくはホテル・旅館等宿泊休憩施設を設置する予定となっている一連の土地をいう。

なお、別荘とは主として休養又はレクリエーションのために利用される住宅で日常生活の本拠としない建築物をいい、集合別荘とは同一棟内の各室を独立して別荘の用に供する建築物をいう。

ケ 豪雪地帯

建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第86条第2項の規定により建築基準法施行細則(昭和35年長野県規則第63号)第9号で指定された多雪区域をいう。

コ 学識経験者

大学、官公庁あるいは民間の研究機関又はこれらの機関において当該分野の研究に現に従事している者又はかつて従事していた者をいう。

(2) 高さ、面積等の算定方法

ア 建築物の高さ

地上に露出する部分の最低地盤から最高部までの高さによる。ただし、建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第3号に規定する建築設備を除いて算定するものとする。

イ 道路の幅員

道路の一方の路肩幅から他方の路肩幅までの距離による。

ウ ゴルフ場の面積

ゴルフの用に供しようとする土地の区域全体の面積による。

エ スキー場の面積

ゲレンデ、スキーコース、建物、駐車場等の土地のうち土地の形質変更を行う部分の土地の面積による。

オ 索道の長さ

索条部の傾斜最大長による。当該行為により設置される索道が2基以上の場合は、その合計の長さによる。

カ 遊園地の面積

遊覧、休憩その他遊園地を構成する工作物の水平投影面積及び庭池、道路等で土地の形質変更を行う部分の面積の合計による。

キ ホテル・旅館等宿泊休憩施設的面積

建物及び附帯工作物の水平投影面積並びに庭池、通路等で土地の形質変更を行う部分の面積の合計による。

ク 運動競技場の面積

管理舎、休憩舎等工作物の水平投影面積及びグラウンド、コート等で土地の形質変更を行う部分の面積の合計による。

ケ 別荘団地の面積

団地内道路用地、附帯施設用地等を含めた別荘の用に供しようとする土地の全体区域の面積による。

コ 2階建

建築基準法施行令第2条第1項第8号により算定したものによる。なお、地階は含めないものとする。